

協定区域	中央区東川崎町1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可	1991年12月24日
	面積	123,244.74 m ²		更新	2001年12月25日
用途地域	商業地域・準工業地域		有効期間	2022年3月25日～2032年3月24日(10年)	

協定内容の概要

協定区域内に建設する建築物については、次の各号に定める基準によらなければならない。ただし、建築基準法第85条第1項又は第2項に定める仮設建築物は除く。

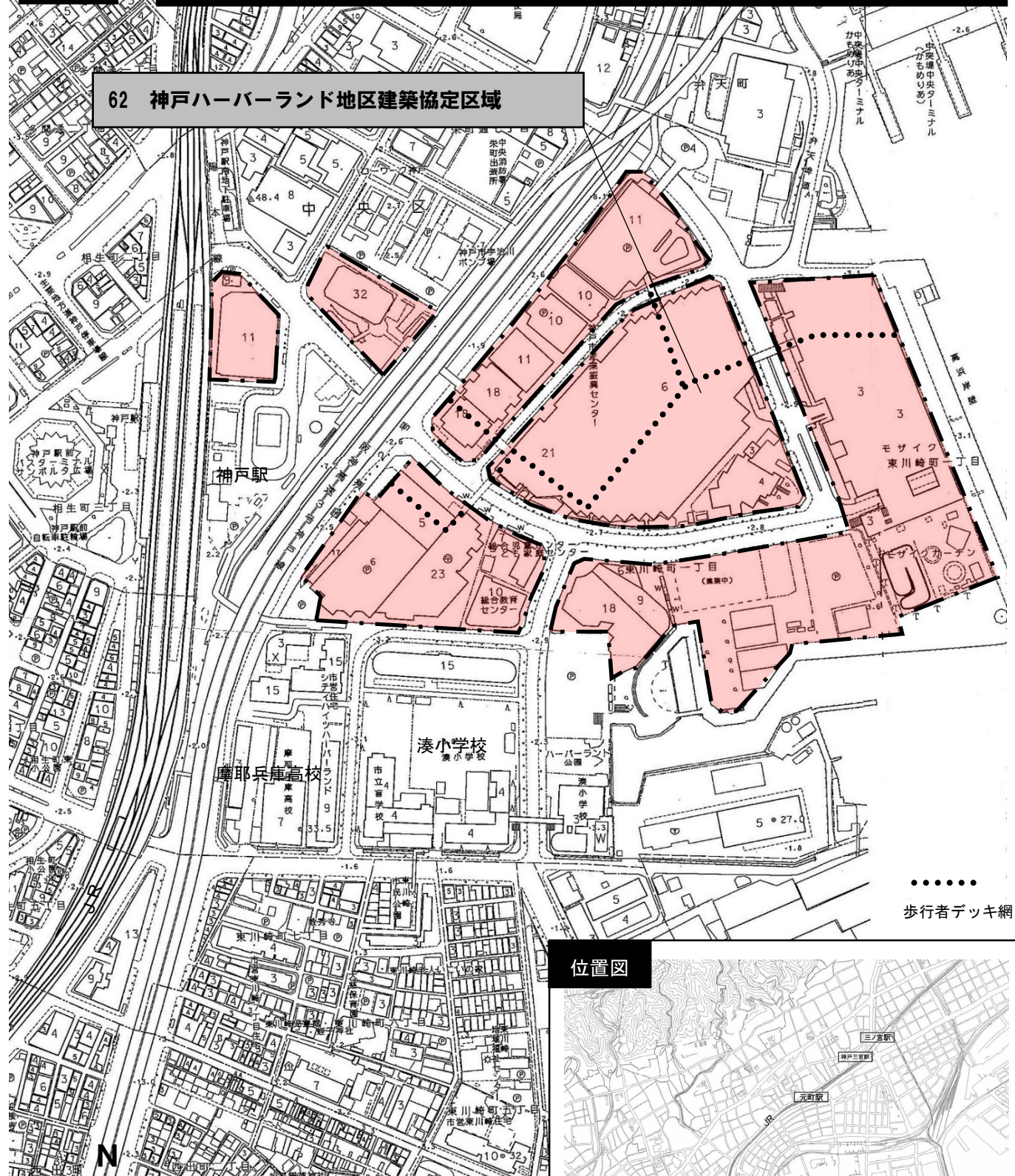
- (1) 建築敷地面積の最小限度は、1,000平方メートルとする。やむを得ずこの敷地面積未滿で建築物を建設しようとする場合には、神戸ハーバーランド地区建築協定運営委員会（以下「協定運営委員会」という。）の承認を得なければならない。
- (2) 建築物の用途については、文化、商業及び業務等「新しい都市拠点」にふさわしい用途とし、協定運営委員会の承認を得ることとする。
- (3) 建築物の高さ、形態及び外装の主色については、周辺の環境及び景観と調和するよう十分配慮するとともに、協定運営委員会の承認を得なければならない。
- (4) 建築物の屋上部分は、建築設備及び工作物等で見苦しくならないよう設備を隠蔽する等、スカイライン及び上空からの景観に配慮する。
- (5) 地上及び外壁に設置する建築設備は、意匠上の配慮をする等、周辺の環境を損なわないよう考慮する。
- (6) 電話柱及び電力柱は設置しない。仮設等でやむを得ず設置する場合には、協定運営委員会の承認を得なければならない。ただし、建築基準法第85条第1項又は第2項に定める仮設建築物に附随する電力柱、電話柱は除く。
- (7) 物置等の附属建築物は、安易に設けない。設ける場合には、主建築物及び周辺環境との調和に十分配慮する。
- (8) 建築物の外壁面等に設置し又は掲出する建築物に附属する屋外広告物については、神戸市屋外広告物条例（昭和31年条例第34号）及び神戸市都市景観条例（昭和53年条例第59号）の規定によるほか、その内容及び位置等について協定運営委員会の承認を得なければならない。
- (9) 駐車場及び駐輪場については、必要量を確保するとともに、周辺の環境を損なわないよう配慮する。
- (10) 荷捌き等サービススペースについては、集約化を図るとともに、周辺の環境を損なわないよう配慮する
- (11) 快適な歩行者空間の提供及び緑化に努める。
- (12) 一般歩行者にとってより安全で快適な街とするため、別紙に示す、地上の自動車交通と立体分離のなされた歩行者デッキ網を形成しなければならない。また、デッキ網沿いの施設については、賑わいを持つよう演出に努めなければならない。
- (13) 夜間の街の安全性及び快適性を確保するため、建築物及び外構広場部分等における照明に十分配慮する。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。

62 神戸ハーバーランド地区建築協定区域



.....
歩行者デッキ網

位置図

